

南部町長選挙・南部町議会議員選挙 投票日は10月19日(日)です

任期満了による南部町長選挙及び町議会議員選挙が10月14日に告示され、10月19日投票が行われます。
今後4年間の町政を担う代表者を選ぶ重要な選挙です。皆さんの貴重な一票を町政に反映させるため、棄権しないで必ず投票しましょう。

今回の選挙に投票できる人

- ・ 今回の選挙に投票できる人は、次の項目すべてに該当する人です。
- ・ 昭和63年10月20日以前に生まれ
た人
- ・ 平成20年7月13日以前から南部町に住民登録をして住んでいる人
(投票日の前日までに町外に転出した人は、選挙期日に投票することができません。)

投票の順序と方法

- 投票用紙の色は、次のとおり色分けされています。
- ・ 町長選挙 薄い黄色
 - ・ 町議会議員選挙 白色
- 投票の順序は、最初に「町長選挙」、次に「町議会議員選挙」の投票を行います。

ます。

投票用紙には、氏名表を参考にして、それぞれの立候補者の中から1人の名前を正確に記載してください。それ以外の事を記載すると、大切な一票が無効になる恐れがありますのでご注意ください。

入場券について

- 有権者の皆さまには、告示日の翌日以降、入場券が郵送されます。
- ・ 入場券を紛失した、または届いていない場合でも、期日前投票所、もしくは自分の区域の投票所で申し出れば投票することができます。
 - ・ 10月1日以降に町内で住所移動(転居)された方は、前住所地の投票所での投票になります。

投票日に投票に行けない人は 期日前投票を

期日前投票は選挙人が投票しやすい環境を整えるため、選挙期日前でも選挙期日の投票と同じように直接投票箱に投票できる制度です。
手続きは投票所で「期日前投票宣誓書」を書く以外は、選挙期日の投票手続きと同様です。入場券を持参の上、プラザ西伯までお越しください。(入場券が届いていない場合は不要です。)

不在者投票制度について

投票日に一定の理由で投票所に行くことができない人や身体に障がいなどがある人のために、投票日の前でも投票できる制度です。投票用紙の請求期限は10月15日(水)まで(郵送でのみ受付)です。ご注意ください。

町外に滞在中の人

南部町以外の市町村に滞在中の人は、郵便で南部町選挙管理委員会に、投票用紙などを請求してください。
請求の理由が正当と認められた場合、投票用紙などを送付しますので、滞在中の市町村選挙管理委員会へ投票

してください。

指定病院などに入院中の人

不在者投票施設に指定されている病院・施設などに、入院・入所中の人は、その施設長に申請すれば、施設内で投票できます。

郵便等による不在者投票

身体の不自由な人で「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票をすることができます。

身体障害者手帳および戦傷病者手帳で一定の障がいのある方、または介護保険の被保険者証で要介護5と記載のある方で郵便投票証明書の交付を希望される方は、事前に選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所名が変わります

このたびの選挙から入場券に記載される投票所の名称が次のとおりとなります。
※ 投票場所は従来と変わりありません。

- 第1投票所 東西町コミュニティセンター
- 第2投票所 ふるさと交流センター
- 第3投票所 おおくに田園スクエア
- 第4投票所 南部町公民館さいはく分館
- 第5投票所 上長田会館
- 第6投票所 (旧)西伯小学校大木屋分校
- 第7投票所 青年の家
- 第8投票所 南部町公民館あいみ分館
- 第9投票所 会見農村環境改善センター
- 第10投票所 会見第二小学校



南部町長及び南部町議会議員選挙日程表

立候補予定者説明会

- 日 時 / 9月25日(木) 午前10時～
- 会 場 / プラザ西伯
当日会場で「地方選挙早わかり」を斡旋します。購入を希望される方は1,600円をご持参ください。

立候補届出書類事前審査

- 日 時 / 10月7日(火) 午前9時～正午
- 会 場 / 南部町役場法勝寺庁舎2階 大会議室

告示日(立候補届出日)

- 日 時 / 10月14日(火) 午前8時30分～午後5時
- 会 場 / 南部町役場法勝寺庁舎2階 大会議室

期日前投票

- 期 間 / 10月15日(水)～10月18日(土)
- 投票時間 / 午前8時30分～午後8時
- 会 場 / プラザ西伯

投票日

- 日 時 / 10月19日(日) 午前7時～午後8時
- ※ 第6投票所は午後5時まで
- 投票所 / 町内10投票所
- 開 票
- 日 時 / 10月19日(日) 午後9時～
- 会 場 / プラザ西伯
- ※ 開票の様子は、なんぶSANチャンネルで生中継する予定です。

お問い合わせ先

南部町選挙管理委員会
TEL 66-3112

南部町明るい選挙推進協議会からのお願い

- このたび行われる選挙は、町民にとって最も身近な政治に対して、意思を表明する重要な機会です。
- 町民の代表としてふさわしい人を選ぶため、また、明るくきれいな選挙を実現するためには、候補者や有権者など、選挙に携わるすべての人々の良識ある姿勢が必要です。
- 南部町明るい選挙推進協議会は、明るい選挙の実現を目指し、有権者のみなさんや候補者の方に対し、次の事項の実行について、強くお願いをいたします。
- ① **有権者のみなさまへ**
この選挙が今後の南部町の方向を決める重大なものであることをよく認識し、棄権することなく投票に参加しましょう。
 - ② 投票に当たっては、候補者の政策・人格・識見をよく知って、買収や供応に応じることなく、有権者の代表としてふさわしい人に投票するようにしましょう。
 - ① **候補者のみなさまへ**
選挙に当たっては、政策や自分の主義主張を十分有権者に伝え、有権者の方が政策で候補者を判断できるよう努めてください。
 - ② 公職選挙法等の法令を遵守し、寄附禁止規定をはじめとするルールを守った選挙活動を行ってください。
- 南部町明るい選挙推進協議会
会長 池信 恵